軽自動車税（種別割）の税額表（令和6年度）

●【表１】原動機付自転車・二輪車等の税額●

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　　　　　別 | | 税　額 |
| 原動機付  自転車 | 50cc以下　又は　0.6kW以下  ※特定小型原動機付自転車を含む | 2,000円 |
| 50cc超～90cc以下　又は　0.6kW超～0.8kW以下 | 2,000円 |
| 90cc超～125cc以下　又は　0.8kW超～1kW以下 | 2,400円 |
| ミニカー  （三輪以上で20cc超～50cc以下又は0.25kW超～0.6kW以下） | 3,700円 |
| 小型特殊  自動車 | 農耕作業用 | 2,400円 |
| その他（フォークリフト等） | 5,900円 |
| 雪上車（スノーモービル） | | 3,600円 |
| 軽二輪車（125cc超～250cc以下） | | 3,600円 |
| 二輪の小型自動車（250cc超） | | 6,000円 |

●【表２】三輪及び四輪以上の軽自動車の税額●



＜各税額に該当する車両＞

①平成27年3月31日以前に最初（新車）の新規検査を受けた車両（③の重課税対象車を除く）

②平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両

③最初の新規検査を受けてから13年を経過した車両（重課税対象車両）　※１

④電気軽自動車・天然ガス軽自動車（新車）　※２

⑤⑥ガソリン車・ハイブリッド車など（新車）※２

※１ 一部の車種は重課の対象外となります。対象外となる車種については裏面をご覧ください。

※２ 裏面〔別表〕の基準を満たした車両

・軽課税額（④～⑥）は、令和5年4月1日～令和6年3月31日に最初の新規検査を受けた車両が対象となります（令和6年度分に限る）。なお、令和5年度分で軽課税額（④～⑥）となった車両は令和6年度は②の税額となります。

◆三輪・四輪以上の軽自動車に対する重課・軽課について

●経年車に対する重課

地球環境を保護する観点から、最初の新規検査を受けてから13年を経過した軽自動車は平成27年度以降の税額（表面の【表２】②の税額）に概ね20％加算した金額（同【表２】③の税額）を課税します。

重課対象にならない車両　…下記の車両は、重課の対象から除外します。

・電気軽自動車　・天然ガス軽自動車　・メタノール軽自動車　・混合メタノール軽自動車

・ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車　・被けん引車

重課適用開始年度

自動車検査証の初度検査年月日が、平成22年4月から平成23年3月までの車両については、**令和6年度**から適用されます。（平成22年3月以前の車両は**すでに重課税額が適用されています**。）

●環境負荷の小さい軽自動車に対する軽課

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、令和6年度分の軽自動車税（種別割）の税率を軽減します（「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）。

〔別表〕



令和7年度の軽自動車税（種別割）に関する主な改正について

**●種別割のグリーン化特例（軽課）**

表面【表２】④、⑤の税額については、令和6年度に引き続き、特例の適用期間が延長されます。

　表面【表２】⑥の税額については、令和6年度取得分までが対象となります。

**＜軽自動車税（種別割）に関する問合せ先＞**

**板橋区役所　課税課税務係　電話　　０３－３５７９－２０９５**

**Ｆａｘ　０３－５２４８－７０９９**